

栃木県へき地医療支援会議運営要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、栃木県へき地医療支援機構（以下「支援機構」という。）がへき地医療支援計画に基づき行うへき地医療に係る各種事業を協議するため支援機構に設置する「栃木県へき地医療支援会議」（以下「支援会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 支援会議は、へき地医療支援計画に関する次の事項について協議を行う。

- (1) 総合的な診療支援の企画・調整に関すること。
- (2) へき地医療拠点病院（以下「拠点病院」という。）に対する医師派遣の要請に関すること。
- (3) 拠点病院における派遣医師等の登録及び当該人材のへき地診療所等への派遣業務に係る指導・調整に関すること。
- (4) 拠点病院における巡回診療の実施に係る調整に関すること。
- (5) 拠点病院の活動評価に関すること。
- (6) へき地医療従事者に対する研修計画・プログラムの作成に関すること。
- (7) へき地保健医療情報システムの管理等に関すること
- (8) へき地医療に係る調査・研究の企画・調整に関すること。
- (9) その他へき地医療の支援に関すること。

(構成員)

第3条 支援会議の委員は、別表に掲げる者で構成する。

- 2 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 支援会議には、参考人として、必要に応じ、保健医療関係者、行政関係者等の出席を求めることができる。

(会 長)

第4条 支援会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、支援会議を代表し、会議を総括する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会 議)

第5条 支援会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 会長が会議に出席できない場合は、副会長が議長となる。
- 3 支援会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 4 支援会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決する。

(庶務)

第6条 支援会議の庶務は、医療政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(別 表)

栃木県へき地医療支援会議委員名簿

区分	所属	役職等
医師会	栃木県医師会	会長が推薦する者
歯科医師会	栃木県歯科医師会	会長が推薦する者
へき地医療拠点病院	那須赤十字病院	病院長又は病院長が推薦する者
	芳賀赤十字病院	病院長又は病院長が推薦する者
	上都賀総合病院	病院長又は病院長が推薦する者
	那須南病院	病院長又は病院長が推薦する者
	佐野市民病院	病院長又は病院長が推薦する者
	日光市民病院	病院長又は病院長が推薦する者
	獨協医科大学日光医療センター	病院長又は病院長が推薦する者
	佐野厚生総合病院	病院長又は病院長が推薦する者
へき地診療所		所長 ※へき地診療所の所長から指名する
市町	佐野市	へき地医療関係業務を所管する課の長
	日光市	へき地医療関係業務を所管する課の長
	那須烏山市	へき地医療関係業務を所管する課の長
栃木県	栃木県へき地医療支援機構	専任担当者

(順不同)